

# 告 示

## 埼玉県告示第五百七号

測量計画機関である山梨県富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

山梨県富士・東部建設事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量〔地図情報レベル五百〕）

### 三 作業地域

秩父市内

### 四 作業期間

令和四年四月二十六日から令和四年十二月十五日まで